

# 第1 生活保護法の概要

## 1 生活保護の目的と基本原理・原則

憲法第25条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあります。

生活保護法は、この憲法の理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものです。

このような目的を達成するため、生活保護法は次のような基本原理・原則によってささえられています。

基本原理・原則		説明
基 本 原 理	国家責任による最低生活保障の原理	生活保護法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
	無差別平等の原理	生活に困窮するすべての国民は、法の定める要件を満たす限り、法による保護を無差別平等に受けることができる。
	最低生活保障の原理	法により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。
	補足性の原理	法による保護は、生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
基 本 原 則	申請保護の原則	法による保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。ただし、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。
	基準及び程度の原則	保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる。その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない。
	必要即応の原則	法による保護の決定及び実施については、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効かつ適切に行うものとする。
	世帯単位の原則	法による保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定める。ただし、これによりがたいときは個人を単位として定めることができる。

## 2 保護の種類と方法

生活保護は

(1)生活扶助 (2)教育扶助 (3)住宅扶助 (4)医療扶助 (5)介護扶助 (6)出産扶助 (7)生業扶助 (8)葬祭扶助 の8種類の扶助に分けられ、それぞれ最低生活を充足するに必要とされる限度において具体的な支給範囲が定められています。

それぞれの扶助は、要保護者の必要に応じて単給又は併給として行われます。

次に保護の方法としては、金銭給付と現物給付の別があり、生活、教育、住宅、出産、生業及び葬祭の各扶助は金銭給付を原則としていますが、医療扶助及び介護扶助については、給付の性質上若干の例を除いて現物給付を原則としています。

## 3 保護の実施機関

保護は、都道府県知事、市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所を管理する町村長が保護の実施機関として、その所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者に対して保護を決定し実施する義務を負っています。

本市においては、市長が有する保護の決定実施に関する事務を各区保健福祉センター所長に委任しています。

また、本市に所在する保護の実施機関は、各区保健福祉センター及び緊急入院保護業務センター（以下、「各区保健福祉センター等」という。）があります。

## 4 指定介護機関

指定介護機関とは、生活保護法による介護扶助のための居宅介護若しくは介護予防（以下、「居宅介護等」という。）、居宅介護支援計画若しくは介護予防支援計画（以下、「居宅介護支援計画等」という。）の作成、福祉用具若しくは介護予防福祉用具の給付、介護予防・日常生活支援の給付又は施設介護を担当する機関をいい、国の開設したものについては厚生労働大臣が指定し、他のものについては、都道府県知事、政令指定都市市長及び中核市市長が指定したものをいいます。